

どの子にも、学習し、発達する権利の実現を！

障害児教育の明日を語ろう



NO. 6 2010年9月16日

全教 障害児教育部事務局

PTA役員と分会との懇談会

8月10日、埼玉のある学校（知的障害）で分会の役員とPTA役員との懇談会が行われました。この学校は、毎年PTAの役員と分会の懇談会を行っています。今回の懇談は、学校の過密・過大をどうするかだけでなく「障害者制度改革推進会議」についても話し合いが持たれ、お母さん方からこんな声が聞こえてきました。

今でさえ、学校に教室がたりなくて保護者が不安になっているのに「希望して行ったのだから」という自己責任でごまかそうとするなんて本当にひどい話です。

子どもにとってはたった一度の学校生活の機会です。親は妥協せず、いい教育を受けさせるために声をあげていくべきです。

障害者制度改革推進会議のことは夏の県PTA連合会の研修会でも話題になっていました。どうなるのでしょうか本当に不安です。

障害児学校に学校設置基準がないことをはじめて聞きました。本当にひどい話です。そればかりか、今回の制度が通れば希望して障害児学校に来る子どもたちは、どんなに窮屈でもがまんをしいられることになりそうで子どもたちがかわいそうです。

とにかく、初めて聞いたという人がほとんどで、会長さん以外はまったく知りませんでした。今さら自分の子どもが原則通常の学級に行くことなんて考えられません。という保護者がほとんどでした。今の学校の状況を何とか改善してほしいという意見がたくさんでした。

〔これが「合理的配慮」ですか〕 中教審特別委員会 資料より

7月20日に開催された第1回「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」で配布された資料の中に「合理的配慮について」があります。これは障害者権利条約「第24条 教育」で位置づけられている「個人に必要とされる合理的配慮」について、文科省として提供すべきと判断した事項をあげたものです。その例として、「知的障害への配慮」は以下のようなものになっています。

- ・生活能力や職業能力をはぐくむための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読み取りなどに対する補完的な対応

この2点だけが、知的障害の生徒に必要な「合理的配慮」なのでしょうか？